



第505号 令和2年8月1日
発行所 京都市学校医会
京都市中京区間之町通竹屋町下ル
楠町601-1 こどもみらい館 2階
TEL (075) 256-0351
FAX (075) 241-3568
発行人 杉本英造

新型コロナウィルス感染第二波に備えて

会長 杉本英造

新型コロナウィルス感染の終息を願っていましたが、残念ながら感染再拡大し、京都市は特別警戒基準にまで達しました。市内の小・中学校でも児童生徒の感染が確認され、休校となった学校もあります。夏休み期間に入りましたが、2学期開始からどうなるのか心配は尽きません。

現在のところ、児童生徒等の健康診断の実施に係る衛生物品の調達の目途がたちましたので、9月1日以降に健診実施可とする通知が出されました。各校へ、フェイスシールド、医療用手袋、ダブルグローブ、医療用プラスチックガウン、医療用キャップ、手指アルコール消毒液、マスクが配布されましたので、これらが必要な方は、学校側と相談・協議してください。さらに「学校と各学校医協議の上決定した、健診日時の3週間前に陽性者が発生していないこと」が健診実施条件となりましたことをお知らせします。感染症は連鎖的に発生しますので、どこで終息するのか予想ができません。7月に青森県では、健康診断を実施した高校の学校医が感染していた事例もあり、医師もまた体調管理に留意してください。感染症がでた学校は、保健センターの指示に従い、教育委員会が休校、学級閉鎖等の処置を決めることになっています。発生したら速やかに、学校側から学校医に連絡するよう教育委員会に申し入れています。7月は、保護者には連絡周知されていながら、学校医には連絡がなかった学校もあり、このようなことにならないようしたいと思います。

7月号でも触れました「医療的ケアに関する診療情報提供書」について、前会長：林鐘声先生に執筆いただきました。今後、医療的ケア対象の児童生徒が、総合支援学校でなく一般校に入学してくるケースが増加することが予想されます。主治医からの情報は貴重で、学校から要請があれば「医療的ケア検討委員会」に出席いただき、可能な範囲で学校医として医学的見地から助言・ご協力をお願いします。

41年間、小学校医を務めた杉本順一先生に回想録を依頼しました。約60年前の学校医活動をご参照ください。

新型コロナウィルス感染症は、現在のところ治療法・ワクチンなく、疫学的エビデンスも持たない状況下での感染再拡大と、誰もが不安な状況にあります。顧問の有井悦子先生に「この危機を希望の好機に」と題して執筆いただきました。子どもたちの不安を払拭する一助になればと願っております。メンタルヘルスは大切です。

「コロナに負けるな」会員の皆様の、ご健勝をお祈り申し上げます。



この危機を希望の好機に

顧問 有井 悅子

1. 新型コロナ自粛期間を経て

他府県から予約診療で通わっていた小学生の親が、再開直後の分散登校で子どもがとてもしんどがっていると訴えられました。本人の話によると、授業中も給食中も、横を向くのも声を発するのも、一切禁止され、休み時間も座席ですごしているそうです。先生の話もマスク越しで聴きとりにくい上に、質問は受けつけられず、聴き逃さないよう在校中はずっと緊張し疲れて帰り、行きたくないと困っているとの事。初めての事態に、子どもは勿論、感染者を出さないよう、とても堅くなつておられる先生の様子が想像できました。

そこで、京都の様子を見聞きしました。登下校時や授業中も、アベノマスク等は着用しているものの、語り合ったり、笑い合ったりし、マスクをはずした給食中も愉し気に会話が有るようです。休み時間は開放空間の運動場で、時に密集する場面もありつつも、走りまわっています。授業時間は短くなつて時間数が増えていますが、休み時間は十分確保され、先生の裁量で休息も適時入ります。戦々兢兢となりがちなこの時だからこそ、緩やかで、子どもに必須な遊びが保障されている学校生活が有難くて、ホッとします。

2. 学校は地域保健の要

1) 子どもの不安に

新聞報道によると、三重県教育委員会は、7月9日、県内の公立校約550校に、学校再開後の6月上旬の欠席状況を調査した結果を発表しました。新型コロナウィルス感染への不安を理由に、少なくとも85人が連続5日以上欠席したと明らかにしました。内訳は小学生60人、中学生23人、全日制高校2人でした。

この中には、発達症のうち、自閉スペクトラム症で、極端に不安が高まっている児童生徒が相当数含まれると考えられます。診療でも、今まで以上に部

屋に籠り、公共の乗物に恐怖心が強くなり出かけなくなったり、自粛警察官もどきに、家族に対し感染対策を強迫的に細かく指示する子ども達もあります。子どもが不安を募らせる背景には、不安の高い保護者の存在も有ります。

この時期に改めて思いますのは、保健・医療の知識や、古い云い方ですが衛生観念や、暮らしの信条は、各家庭で様々ですが、礎となるのは、学校からの情報です。1例として学校医にも、“重要”と書かれた封書で、学校医会、市教委、体育健康教育室から、令和2年2月25日付で保護者に通知された文例が、届きました。どのような方針、手立てなのが、学校の保健医療を担う一員として共有でき、

“ともに”感を強くしました。又、子どもは健康教育に学んで、親の習癖や行動を修正してくれる、頼りになる存在であることを、学校医の頃に行った喫煙防止教室で経験しました。養護教諭が工夫して出される“保健だより”も親子の、更に地域の保健に大きく寄与しており、学校医にも届くと有難いです。

2) “不安”への手当

子どもは、不安があると、様々な反応が出やすく、又、軽快もしやすく、それは自然なことです。イライラしたり、少しのことでもキレたり、落ち込んだりと気分が変わります。身体の症状も出やすく、頻尿、遺尿、夜尿、遺糞など排泄によく表われます。睡眠も、寝つきにくい、こわい夢を見る、夜驚が出る、眠りが浅い、朝起きにくいなどと変化します。その際、親が適切な感染症などの知識を得て、落ち着いていれば、安全基地としての大きな役割を担い、子どもの様子は軽快していきます。親が不安な時は、養護教諭、スクールカウンセラーが働いてくれますが、学校医も、学校でも地域でも役立ちます。

3) 学校で“安心”してすごす

日常の感染予防策を十分にとり、それを伝えます。学校医は産業医として、学校の先生方の消毒作業な

どの過重労働にも注意を払いたいです。

① 飛沫感染に対して

マスクが鼻を被ってなれたり、顎にかけている様子は可愛いのですが、そう云っている場合でなく、マスクをつける理由がよく解れば更に頑張ってくれます。今、熱中症予防には、はずす必要も有りますので、具体的にTPOを伝えます。異例の長さの雨の日や、昔と違いクーラーが完備されている教室の暑くなつてからの換気の確保が要ります。

② 接触感染を用心

リスクが高い割に、手立てがうっかりされがちです。手洗いは、登校や休み時間、トイレの後や給食準備の前はよくなされます。けれども、汚染しているかもしれない手で触れた後、手洗い場の水栓を洗った手で閉めてないでしょうか。面白く図書を読んだあととの手洗いも要ります。個々のハンドタオルの持参は安心です。学校に子ども用のアルコールは置いてなさそうです。悪戯して使いすぎる、アルコールに体質が合わない子がいるなどと想像します。命を守るには、臨時の予算がつきますように。

3. 子どもの心への手立て

コロナ下で、子どもの心の危機は報じられるだけで手立ては示されず、適時な講演会も開催されにくい世情です。学校医会にも案内しました昨年3月のみやぎ心のケアセンターの福地成先生の御講演の要点を少し振り返ります。東日本大震災などの心のケアは、コロナ禍にも有用です。ストレスを受けた子ども達は、発達年齢に応じた表れ方で、子どもがえり、びっくり反応、過剰な備えなどの退行がみられます。退行できなかった子は、ゲームに没頭しやすいうと云われています。それには、当然のこととして、おおらかに受け入れる安全地帯の構築が大切で、家族、学校、地域に拡げていきます。次の2点が大切な具体策です。1つは、子ども達が、心から安心して遊びや冒険を愉しみ、回復できる「場所作り」が、先ず何より大切であるとご教示いただきました。2つ目は、セーブザチルドレンが勧める子どものための心理的応急処置PFAC (Psychological First Aid for Children) で、要点は3Lで示されています。

1. 見る (Look) – 子どもの様子、必要なモノ・コト、安全確認
2. 聴く (Listen) – ニーズや心配事をたずねる、ムリやり聞き出さず、話して来たら、批判せず集中して聴く
3. つなぐ (Link) – 子どもと家族をつなぐ、支援が必要な子どもは専門家につなぐ、衣、食、住、医療などのニーズに支援する、正確な情報を提供する

が挙げられています。

困難例には杉本会長とともに、“ワンポイント相談”待機をしております。

4. 学校医は学校に行こう

学校健診の9月以降の延期が決まっています。教育と医療の協働が、今だかつて無い程必要な時に、これまで務めておられる学校医はもとより、新任学校医は契機を見出せないでおられると思います。平時は、学校医の、日頃の診療のご多忙さに鑑み、又、学校は学校で、校内で体制を執っておられるので、“学校医は学校に行こう”と呼びかけるのを控えています。けれども、今、私共は、ウィルス学や感染症学の専門でなくても、新興感染症に対してとはいへ、医療者としての知識や経験を活かすことが出来ます。折りしも、平成19年に制定された『京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）』の行動指針が町内で回覧されました。令和2年度のテーマは“Let'sはぐくみアクション！～未来につなげる大切なのち、輝くえがお～”です。その中に、緊急の方策に関する行動への呼びかけとして、“新型コロナウィルスから子どもの命と健康を守ります”が1番に挙がっています。これに最も働くことが出来、期待されるのは学校医、かかりつけ医です。短くなった夏休みが明けましたら、教育の場で保健医療を担う養護教諭との協働が可能です。子ども達は、判るように改めて予防の説明がされると、不安にならず適切な行動をとるちからを持っています。そして、それは危機管理ができる大人に成長する希望の好機にできます。

医療的ケアに関する診療情報提供書

北野中学校医 林 鐘 声

京都市の医療的ケア対象の児童生徒数は、昨年度は総合支援学校に64人、市立小学校に6人が在籍し、今年度は各々68人、8人となっている。

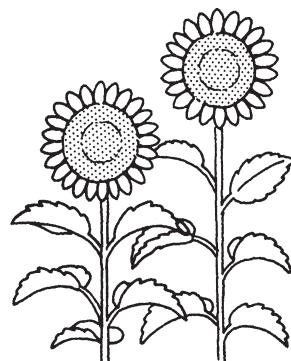
総合支援学校では、保護者から医療的ケア実施の依頼をもとに医療的ケア検討委員会で実施内容を確認し、保護者の同意を得た上で、主治医から学校に提出された指示書に基づき医療的ケアを行っている。実行するのは看護士と特定行為の研修を修了した教員であり、学校医は安全に行えるように助言や指導をすることを求められている。市立小学校でも、実行するのは加配された看護士に限ってはいるが、ほぼ同様に取組んでいる。

この4月の診療報酬改定に伴い「医療的ケア児の通う学校医等に対して診療状況を示す文章を添えて情報を提供した場合に算定」（診療報酬点数早見表の38頁）として診療情報提供料が新設された。学校医等の等は「医科点数表の解釈」の302頁によると、義務教育諸学校が医療的ケアについて助言や指導を得るために委嘱した医師（医療的ケア指導医）のことである。同書の957頁に載っている診療情報提供書の様式を見ると、宛先は情報提供先学校名と学校医等名となっていて、学校医等の診療所（病院）に送らなくとも算定が認められるようである。その上、医療的ケア対象者を学校医等の診療所（病院）に紹介することを要件としていないのも、今回の新設の特記すべき所となっている。

この診療情報提供書が送られてきても、私たちは学校からの連絡がない限り知ることはできないが、この文書があると、主治医との連絡は取りやすくなり医療的ケア実施に際しての助言や指導をより適切に行うのに役立つと期待される。一方で、主治医が得る文書料のために“いい出汁”に使われているという感情を持つ学校医がいても不思議はない。

診療情報提供書は、保険医療機関の間で交わされる限りで提供料が算定されるのが原則であるが、今回の新設は、保険医療機関でない学校宛てで算定を認める特例措置となっている。この特例措置が認められるのであれば、内科健康診断結果のお知らせを持って大病院を受診しても紹介状とは認められずに選定療養費（5000円以上）が請求される現状を、変える特例措置の新設をついつい考えてみたくなる。

診療報酬点数早見表の5頁には、選定療養の定額負担を請求しない例として救急受診などのやむをえない場合と、請求しなくともよい例として10の特定の要件を満たす場合が明記されている。その11番目に、内科健康診断結果のお知らせを持参した場合の追加を検討したが、結果として大病院への受診誘導につながりかねず、疾患を疑う成長曲線や体重曲線が添えられている場合に限るとしても、大病院でない専門医療機関にとってはいい迷惑な話ともなる筋の悪い考えであった。もっと別の事例を探した方がよさそうだ。ご意見、ご提案を募りたい。因みに、8校の市立小学校には上記の診療情報提供書は未だに一通も届いていないそうである。



小学校医の41年間

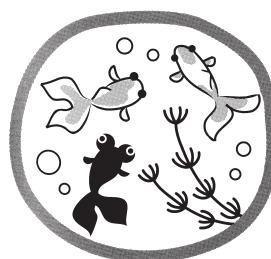
元 朱雀第二小学校校医 杉 本 順 一

昭和30年府立医大を卒業すると総合病院での1年間の実地修練（インターン）後に国家試験を受ける制度でしたので、丸太町七本松にありました京都中央市民病院（現 京都市立病院 跡地には 京都アスニー・丸太町病院が建っています）を選びました。昭和35年に内科医院を開業しましたが、この病院が近いでお世話になりました。ある日、院内で小児科部長先生から近くの小学校の学校医をやらないかお誘いを受けました。朱雀第二小学校の校医は病院の小児科の担当でしたが、昭和36年春から少額ながら報酬が出ることになり、病院からの給与と合わせると京都市からの支出が二重払いということです。その解決のために、部長先生の代わりに就任し、昭和36年から平成14年までの41年間、朱雀第二小学校の校医を担当しました。

その手当が如何ほどありましたか全く記憶にありませんが当時の学校医は篤志奉仕のような仕事であったと思います。毎月の手当が出ているのですから毎月1回は、学校へ行きました。日を決めて午後に1時間程出勤し、中年のベテランの養護教諭について学校医の仕事を習得しました。就任当時は児童数840名あり健診は大変でした。

修学旅行は7回同伴しました。保護者会のお母さん方には喜んでいただき、7回とも無事に帰校しました。救急病院のない時代のことです。1度だけ隣の旅館に宿泊していた上京区の小学校の児童に病人が出て診察し、病状説明してその夜と翌日の心構え説明する程度で済みました。京都へもどった翌日、その児童の父親から御礼の電話がありました。内科の医師でした。何回目かに伊勢湾台風があり、翌年の修学旅行で伊勢神宮内宮の樹木の半数近くが倒れ、手がつけられない景色は忘れられません。養護教諭の転勤と医院の休診に支障がでて困るため8回目か

らは同行を辞めました。新任の養護教諭に「私ではいけませんか」と言われたのには困りましたが、校長先生と同じ部屋に寝るのは落ち着かないなどと言ってなんとか説き伏せました。小学校では児童の健康管理だけでなく、保護者会の役員の集まりにも参加しました。季節に合わせて子どもがかかりやすい病気の話をしましたが、我が国にエイズが侵入してきた時に、大騒ぎとなり臨時の講義を依頼され困りました。エイズについての知識もなく、今のように資料をすぐに集められる状況にありませんでしたから。長かった学校医生活で、一番の難関でしたが当時の小学生からみると関連の薄いことでした。秋の運動会は午後2時間程、校長先生の横に座って見学していました。6年生の卒業式には毎年出席しました。6年間でたくさんの子どもたちと顔見知りができたからです。卒業写真は前年の11月頃に撮影があり、毎年学校から頂いた卒業写真を並べますと、小学校41年間の歴史が絵になって見えてきます。最初の頃のものは、男性教師は全員ネクタイを締めたスーツ、女性はそれなりの盛装です。20年ほどしますと変わらないのは、校長と私と歯科医の3人だけ、6年生の担任でさえも粗末な服装になります。後半の写真になるとパジャマと見えるような服装の教師もあります。戦前の昭和の教育を受けた教師と戦後の小学校教育を受けた教師との間に大きい段差を感じます。時代の流れを感じ、昭和は遠くなりました。



全 理 事 会

令和2年8月1日

於：こどもみらい館第一研修室

出席者 杉本会長、井本・山内副会長、安野専務理事、川勝・中嶋・林各常任理事、俵・尾崎・関・橋平・周藤各理事、嶋元眼科学校医会幹事、鈴木耳鼻咽喉科専門医会理事、奥村議長、長村・東道監事

• 会長挨拶

<報告事項>

1. 色覚相談なし
2. 精神衛生研究会 7/9
3. 京都市小学生記録会第33回水泳記録会
於：京都アクアリーナ 7/29 中止
4. 感染症報告
5. 各支部報告
6. その他

<協議事項>

1. 10月17日の臨時総会について
2. 第51回全国学校保健・学校医大会in富山のハイブリッド開催について
3. 学校からの受診者に対する選定療養費の見直しについて
4. 京都市中学校体育大会出務医について
5. 事務所電話契約について
6. 第二赤十字病院からの案内について
7. 桂中学校後任校医について（中務克彦先生）
8. その他

<関連学会・各種協議>

1. 第4回常任理事会 9/5
2. その他

【お詫びと訂正】

令和2年6月発行の『京都市学校医会 会員名簿』に誤りがありましたので、以下の通り訂正し、謹んでお詫び申し上げます。

P58 「京都市学校医、学校歯科及び学校薬剤師嘱託要綱（抜粋）」の（嘱託及び期間）第3条の3

誤 3 第1項の嘱託の期間は、嘱託する日から嘱託する日の属する日の属する年度の末日までとする。

正 3 第1項の嘱託の期間は、嘱託する日から嘱託する日の属する年度の末日までとする。

訂正用シールを同封させていただきますので、お手数ですが訂正箇所に貼付くださいますようお願いいたします。
